議案第１号

（仮称）栃木県投票率向上推進プラン（素案）に対するパブリック・コメントの実施結果について

（仮称）栃木県投票率向上推進プラン（素案）に対するパブリック・コメントの実施結果について、次のとおりとする。

令和８(2026)年５月 28 日提出

栃木県選挙管理委員会委員長　金　田　尊　男

別紙

【提出意見とそれに対する栃木県選挙管理委員会の考え方】

「（仮称）栃木県投票率向上推進プラン（素案）」に対する意見募集を行った結果、５名の方から計15件の御意見を頂きました。貴重な御意見ありがとうございました。
提出された御意見を十分検討の上、それに対する県選挙管理委員会の考え方を次のとおりまとめました。
なお、類似の意見については、内容ごとにまとめさせていただきました。

項　　目	意　見　の　内　容	意見に対する考え方
５　プランの目標と具体的取組方針 ５－１　具体的取組Ⅰ（P16）	投票はしたいが、交通の便が悪い、仕事が休めず投票所が開いている時間に行けない、日曜日も休みではないという人もいる。そのため、移動期日前投票所の開設や、駅など公共交通機関で行きやすい場所へ期日前投票所を設置することが必要。 また、ショッピングモールやスーパーマーケット、高校や大学に期日前投票所を設置することで、選挙にあまり関心がない層もついでに投票しようという意欲を持たせる。	投票率向上には、幅広い世代の有権者にとって投票しやすい環境を整備・拡充することが重要であります。 そのため、本プランにおいて具体的取組Ⅰ「投票環境の整備」の主な取組として、「地域特性に応じた期日前投票所の拡充」を掲げ、市町とともに推進して参ります。
５　プランの目標と具体的取組方針 ５－１　具体的取組Ⅰ（P16）	投票所をバリアフリー化し、障がいがある人でも投票しやすい環境を整備する。また、投票所で受けられる支援についても周知する。 さらに、どんな障がいがあっても平等に情報にアクセスできる環境を整備する。（選挙や候補者の情報について、点字や平易な日本語、イラストを用いたものを作成するなど）	高齢者や心身に障がいのある有権者にとっても投票しやすい環境づくりを進めることは重要と認識しております。 そのため、本プランにおいて具体的取組Ⅰ「投票環境の整備」の主な取組として、「投票環境のバリアフリーの充実」を掲げ、市町とともに進めて参ります。 また、御提案の内容については、具体的な事業内容の検討に当たって参考とさせていただきます。
５　プランの目標と具体的取組方針 ５－１　具体的取組Ⅰ（P16）	若年層や外出が困難な高齢者などでも気軽に投票できるよう、郵便等投票の拡大や安全対策や不正行為ができないよう考慮したうえでインターネット投票を開始する。	インターネット投票は、現在のところ公職選挙法上認められていませんが、デジタル化に対応した投票方式の導入は、投開票事務の省力化、迅速化の効果も期待できますので、市町とともに検討して参ります。 また、具体的取組Ⅰの主な取組に「選挙事務のデジタル化の促進」を追加しました。（P16）

５　プランの目標と具体的取組方針 ５－２　具体的取組 Ⅱ（P17）	有権者の投票意欲を喚起するような魅力ある政治家を育てる。	本プランの具体的取組Ⅱ「主権者教育・啓発の実施」に基づき、若い世代への投票参加のみならず、政治参加意識の向上に努めるとともに、県・市町の首長部局や県・市町議会との連携を強化して参ります。
５　プランの目標と具体的取組方針 ５－３　具体的取組 Ⅲ（P18）	投票者を対象とした地元の食品が当たるキャンペーンの開催や、投票済証が1,000円分の金券になるように財政的手当をする。投票するという意識と共にイベント感覚で参加できる。 また、選挙後投票済証を持った人へ選挙割を実施している店舗を対象に補助金の給付を行う制度を設ける。選挙割実施店舗が増え、利用しやすくなる。	有権者の自由な投票意思によって公正な選挙が実施されることが代議制民主主義の基本理念であることから、金銭的誘導により投票を促すことは好ましくないと考えています。 民間事業者やボランティア団体などが、広く有権者に投票を働きかける取組を行うことは望ましいと考えていますが、特定の候補者の選挙運動を目的としてなされると公職選挙法に抵触するおそれもあることから、行政機関や選挙管理委員会が積極的に関与することは難しいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。
５　プランの目標と具体的取組方針 ５－３　具体的取組 Ⅲ（P18）	行政主導で公開討論会を開き、テレビやインターネットで一日に何回も放送する。また、アーカイブで見られるようにする。それらの映像を字幕・音声解説付きで市役所や図書館、公共の建物、駅(公共交通機関)などのテレビ画面で放送することで各候補者について知ることができ、誰に投票したらいいかわからないから行かないという層が動く。	公職選挙法では、全ての候補者が公平に政見等を訴える方法として、ポスター掲示場の設置や選挙公報の発行、テレビやラジオによる政見放送などを選挙管理委員会が実施することとしております。これらに加え、県選挙管理委員会では、ホームページに選挙公報をはじめ候補者情報を掲載しておりますので、今後も情報発信に努めて参ります。 また、報道機関や民間団体においても、紙面、映像、ＳＮＳなども活用し、様々な情報を提供しているところです。

議案第２号

（仮称）栃木県投票率向上推進プランについて

（仮称）栃木県投票率向上推進プランについて次のとおりとする。

令和８(2026)年５月 28 日提出

栃木県選挙管理委員会委員長　金　田　尊　男

資料１

（仮称）栃木県投票率向上推進プラン
2026―2030

１　はじめに　1
２　投票率の動向　2
３　投票環境と有権者の投票動向　8
４　課題と取組方針　14
５　プランの目標と具体的取組方針　15
　５－１　具体的取組Ⅰ　16
　５－２　具体的取組Ⅱ　17
　５－３　具体的取組Ⅲ　18
６　むすび　19
〈資料〉　前プランの取組実績　20

令和８（2026）年５月
栃木県選挙管理委員会

1　はじめに

プラン改定の趣旨

選挙は、県民が主権者として政治に参加する最も重要で基本的な機会であるが、近年の投票率は低迷し全国平均を下回る状況が続き、とりわけ20歳代を中心とした若者の投票率が著しく低い水準にあった。

このため、若年層※1の投票率向上を目的として、令和５（2023）年度から令和７（2025）年度の３年間を推進期間として、「若年層の投票率向上推進プラン」を策定し、投票率向上に取り組んできた。

令和７（2025）年７月参議院議員通常選挙及び令和８（2026）年２月衆議院議員総選挙において、若年・中堅層の投票率は上昇傾向にあるものの、高齢層の投票率は横ばい傾向にある。また、投票率全体で全国平均を大きく下回る状況が続いていることから、若年層を中心に、全世代の投票率向上を目指すプランに改定する。

プランの位置付け

本プランは、県内の投票率向上に向けて、県選挙管理委員会と、市町選挙管理委員会が連携・協力のもとに取り組んでいくための行動指針とする。

推進期間

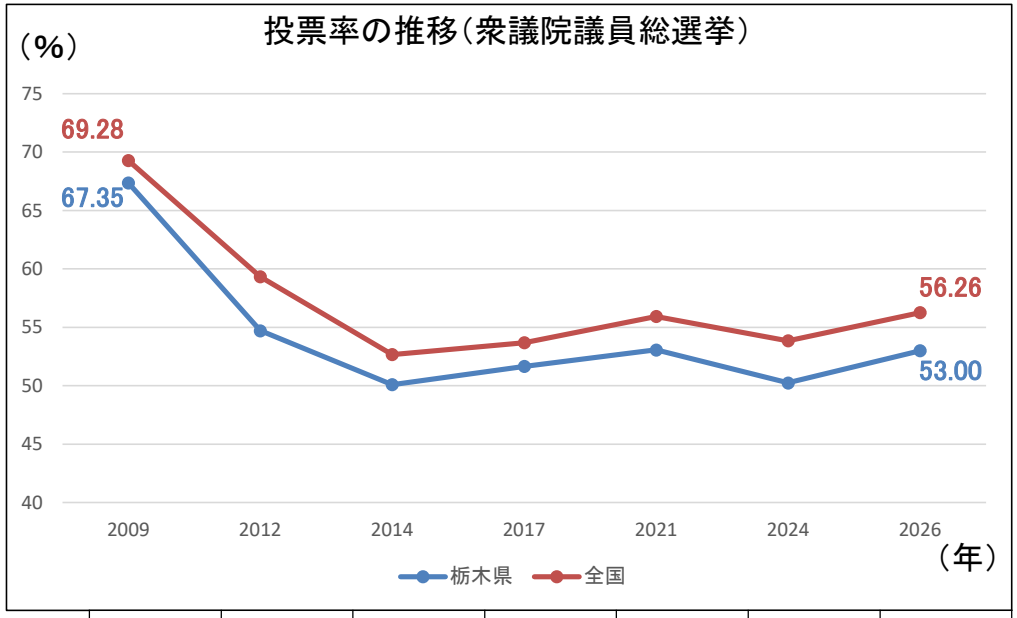
令和８（2026）年度から令和12（2030）年度までの５年間とする。

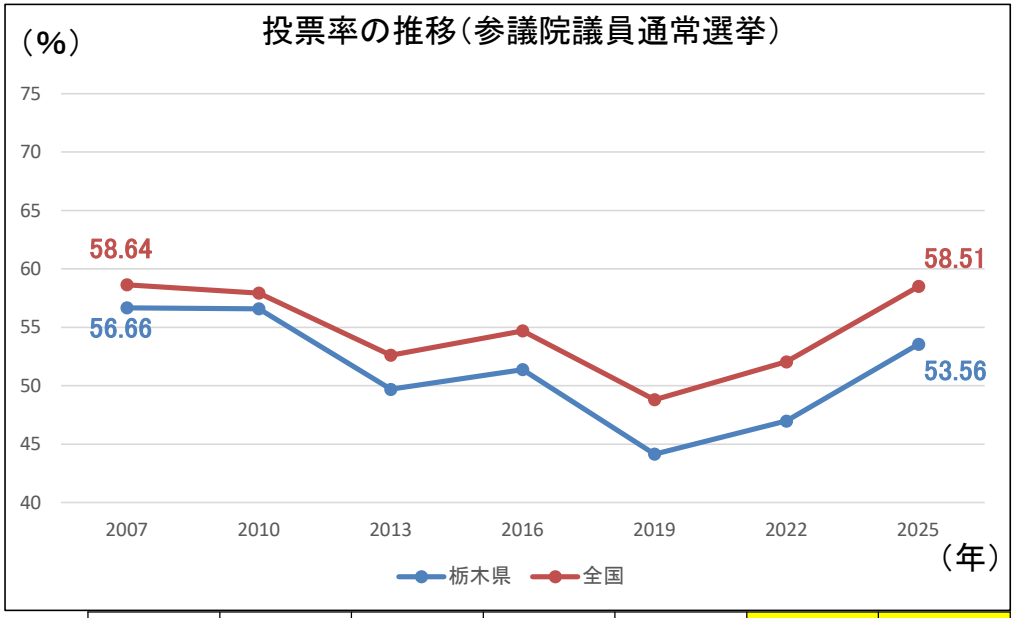
※1　このプランにおける「若年層」は18～34歳、「中堅層」は35～59歳、「高齢層」は60歳以降の人を指すものとする。

2　投票率の動向

2－1　国政選挙の投票率の推移

○　過去20年間の国政選挙の投票率は、長く低下傾向が続いてきたが、近年は横ばい又は上昇傾向にある。
○　本県の投票率は全国平均を下回る状態が続いている。特に2022年、2025年参院選ではその差が5ポイント程度に拡大し、2025年参院選においては全国ワースト2位となった。





全国との差（ポイント）	△1.9	△4.6	△2.6	△2.0	△2.9	△3.6	△3.3
順位	41	45	36	36	41	43	43

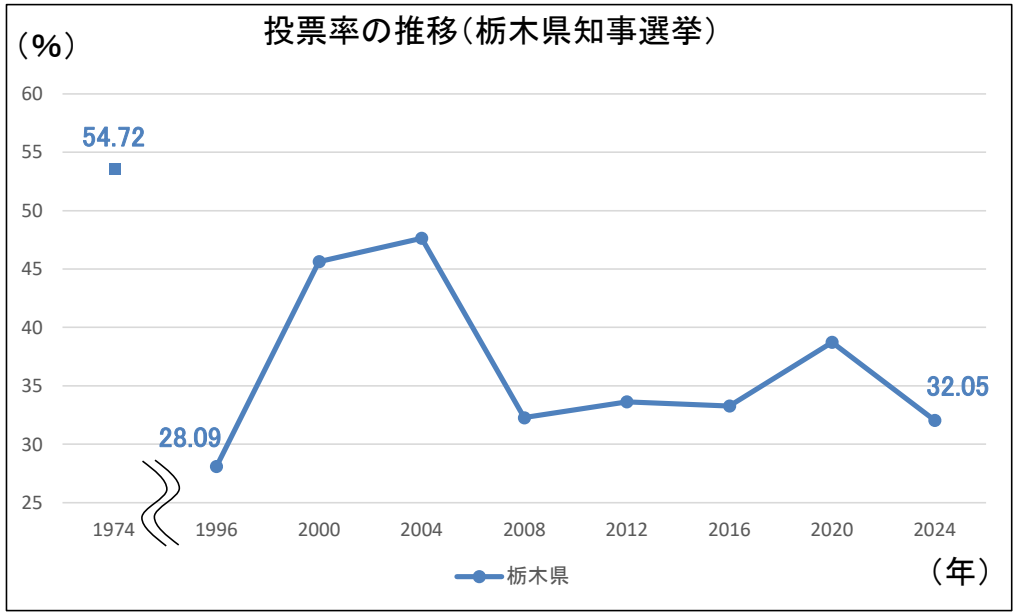
△2.0	△1.3	△2.9	△3.3	△4.7	△5.1	△5.0	
36	35	40	38	43	44	46	

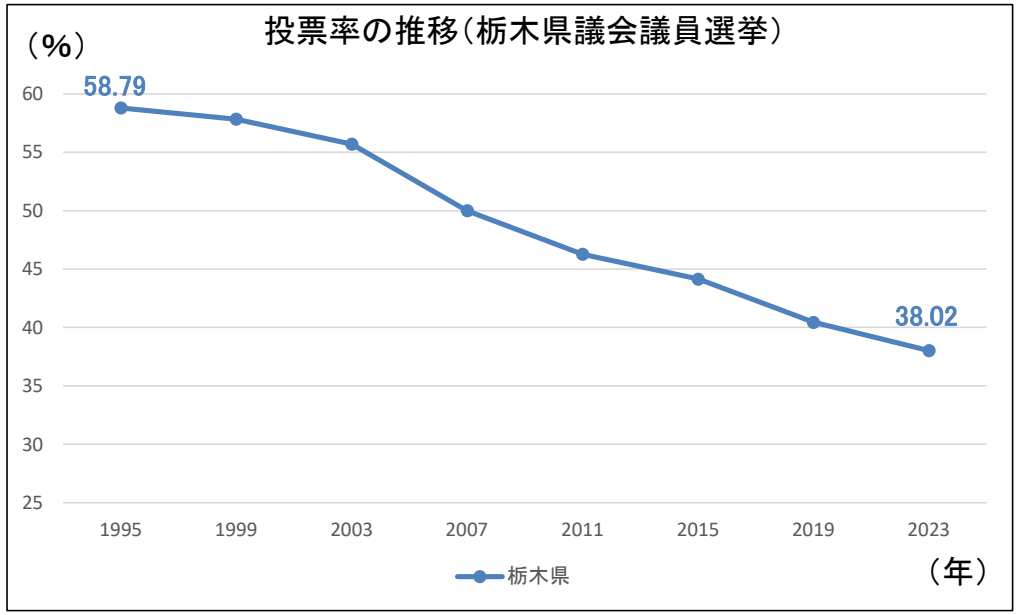
2

２　投票率の動向

２－２　地方選挙の投票率の推移

○　地方選挙の投票率は、国政選挙よりも低い傾向にあり、近年は30%台となっている。
○　立候補者の状況等により増減はあるが、長期的には低下傾向にある。



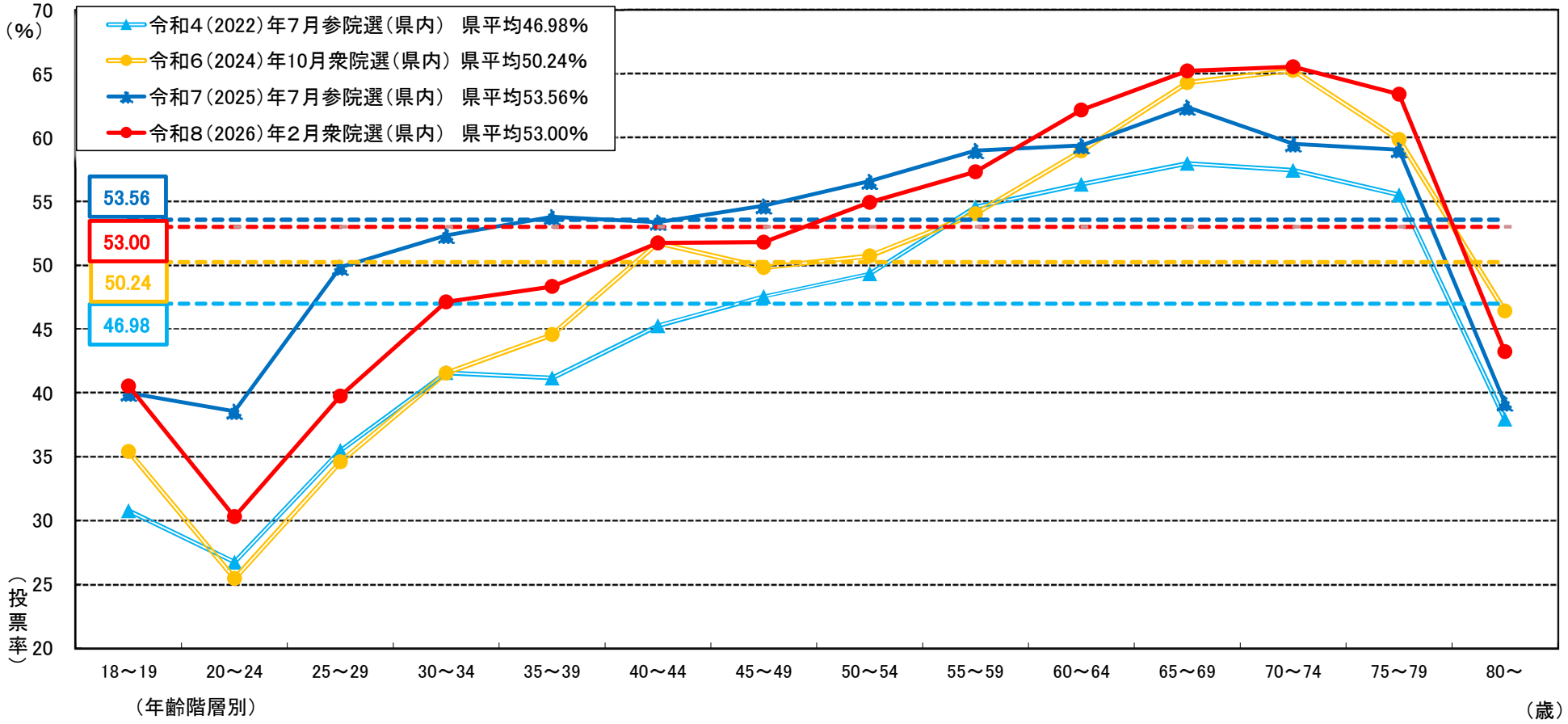


3

2　投票率の動向

2－3　国政選挙の年代別投票率の状況

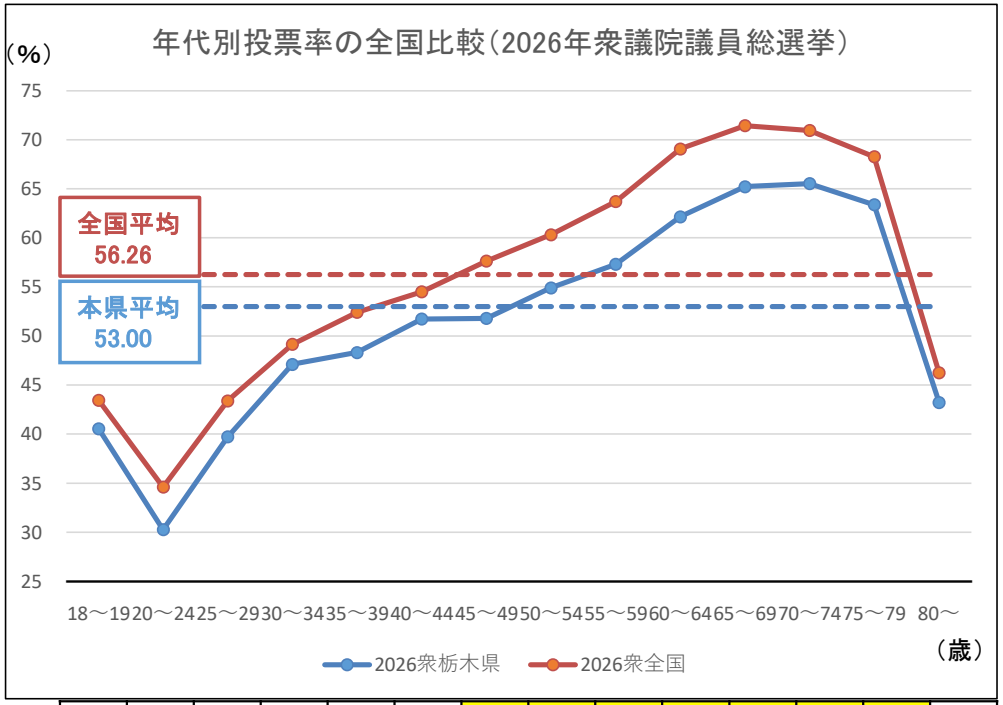
○　高齢層に比べて若年・中堅層の投票率が低い傾向が続いている。
○　近年、若年・中堅層の投票率は上昇傾向にあるが、高齢層の投票率は横ばい傾向にある。

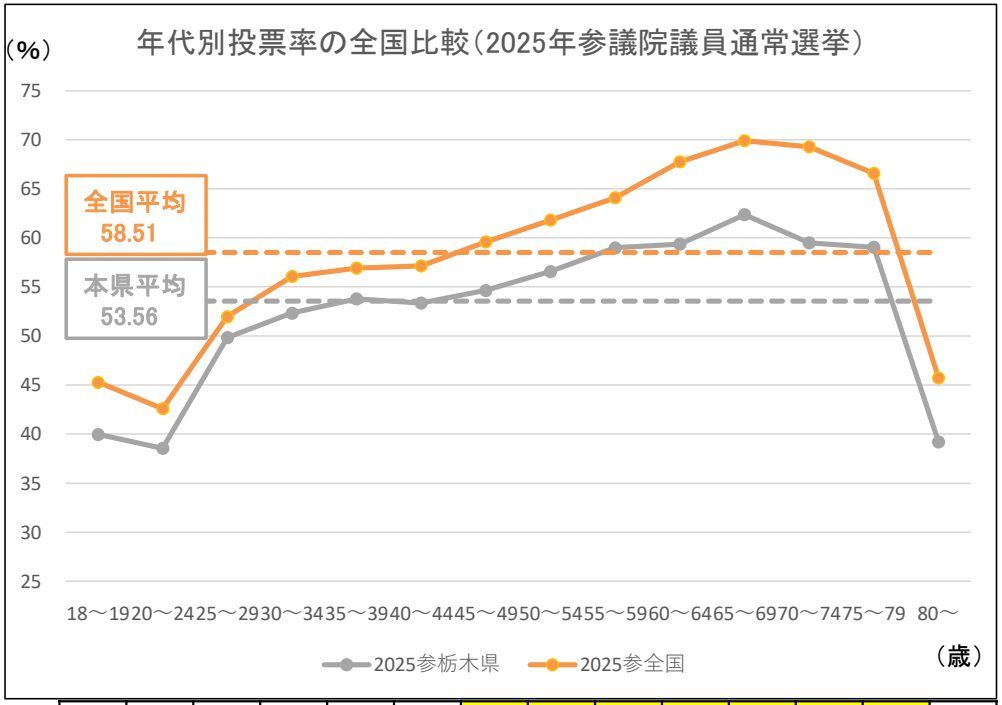


2　投票率の動向

2－4　国政選挙の年代別投票率の全国との比較

○　年代別投票率を全国と比較すると、いずれの年代も下回っている。
○　若年層から中堅層（うち35～44歳）の乖離は小さいものの、中堅層（うち45～59歳）と高齢層の乖離は大きい。





全国との差（ポイント）	18～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～
2026衆	△ 2.9	△ 4.3	△ 3.7	△ 2.1	△ 4.1	△ 2.8	△ 5.8	△ 5.4	△ 6.4	△ 6.9	△ 6.2	△ 5.4	△ 4.9	△ 3.0
2025参	△ 5.3	△ 4.1	△ 2.1	△ 3.7	△ 3.1	△ 3.8	△ 4.9	△ 5.2	△ 5.1	△ 8.4	△ 7.5	△ 9.8	△ 7.5	△ 6.5

2　投票率の動向

2－5　有権者の選挙に対する意識

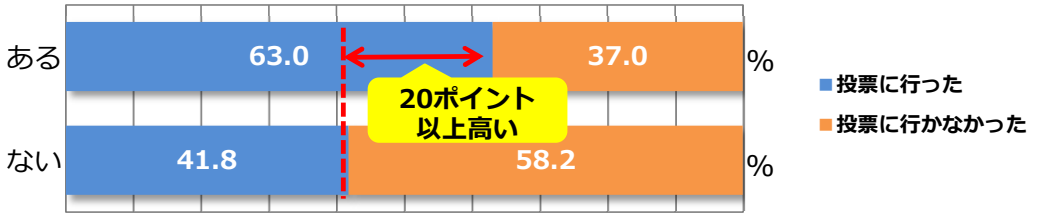
○　若年・中堅層については、選挙に関心がないなど消極的な棄権理由が多い。
○　高齢層については、健康上の理由で棄権することが多い。
○　子どもの頃に投票に行った経験は、将来の投票行動につながる。

年代別棄権理由　(%)

	18-29 歳	30、40 歳代	50、60 歳代	70 歳以上
仕事があったから	27.3	17.6	23.1	5.7
重要な用事(仕事を除く)があったから	9.1	12.0	12.6	5.7
体調がすぐれなかったから	7.6	15.7	10.5	38.7
投票所が遠かったから	3.0	4.6	2.8	5.7
今住んでいる所に選挙権がないから	7.6	2.8	－	－
選挙にあまり関心がなかったから	39.4	33.3	23.1	7.5
解散の理由に納得がいかなかったから	－	5.6	8.4	10.4
政党の政策や候補者の人物像など、違いがよくわからなかったから	19.7	18.5	13.3	13.2
適当な候補者も政党もなかったから	16.7	33.3	31.5	18.9
支持する政党の候補者がいなかったから	9.1	13.9	9.1	5.7
私一人が投票してもしなくても同じだから	10.6	12.0	16.8	4.7
政治のことがわからない者は投票しない方がいいと思ったから	18.2	12.0	4.9	3.8
選挙によって政治はよくならないと思ったから	16.7	14.8	22.4	13.2
マスコミの事前予測を見て、投票に行く気がなくなったから	1.5	－	2.8	5.7
天候が悪かったから	1.5	0.9	－	－
その他	3.0	7.4	3.5	5.7
わからない	－	－	－	1.9

明るい選挙推進協会「第50回衆議院議員総選挙全国意識調査」

子どもの頃に親の投票について行ったことのある人・ない人の投票参加の比較

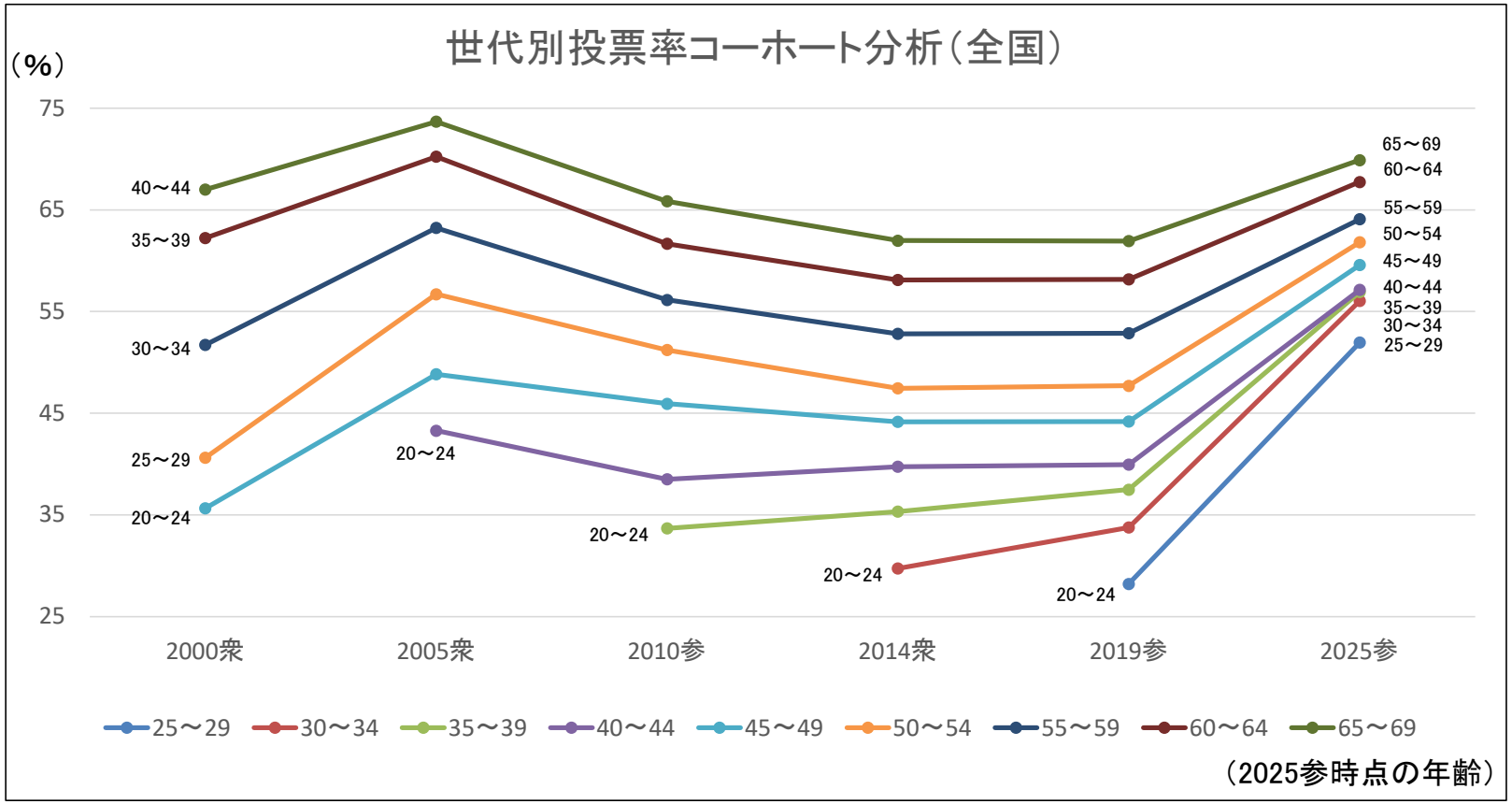


（出典：総務省「18歳選挙権に関する意識調査」）

2　投票率の動向

2－6　世代別の投票動向

○　コーホート分析により各世代ごとの投票率の推移を見ると、若いときの投票行動が、その後の投票行動に影響を与えていることがうかがえる。



7

3　投票環境と有権者の動向

3－1　当日投票所の設置状況

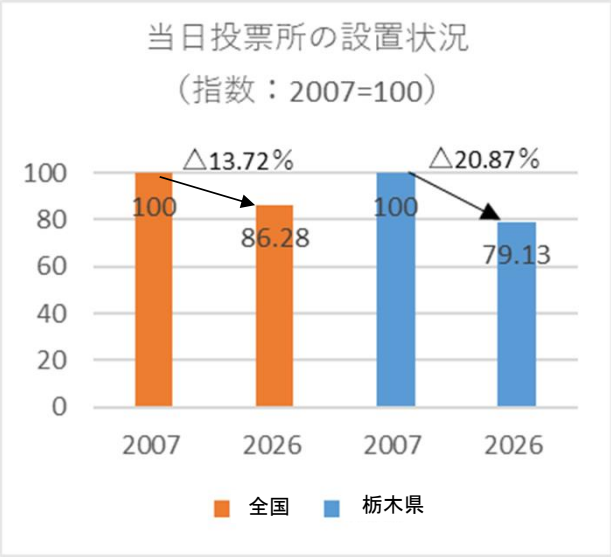
○　当日投票所は人口減少、期日前投票の普及等に伴い全国的に集約化が進んでいる。
○　過去20年間で本県は約20%減少しているが、有権者10万人あたりの設置数は全国平均を上回っている。

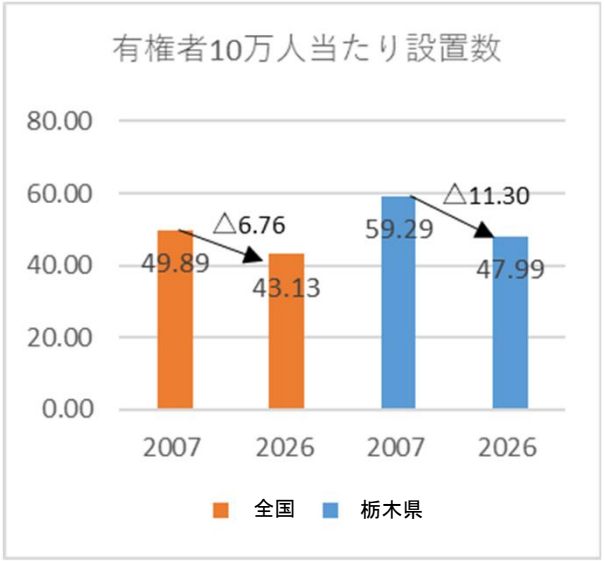
（1）　全国

	2007（H19参）	2026（R8衆）	差	減少率
設置数	51,742	44,642	△ 7,100	△13.7
設置数（有権者10万人当たり）	49.89	43.13	△ 6.76	△13.6

（2）　栃木県

	2007（H19参）	2026（R8衆）	差	減少率
設置数	963	762	△ 201	△20.9
設置数（有権者10万人当たり）	59.29	47.99	△ 11.30	△19.1





3　投票環境と有権者の動向

3－2　投票所への移動支援※2及び移動期日前投票所の導入状況

○　当日投票所の集約化が進む一方で、農山村地域を中心に移動支援、移動期日前投票所の導入が進められているが、本県は導入市町が頭打ちとなっている。

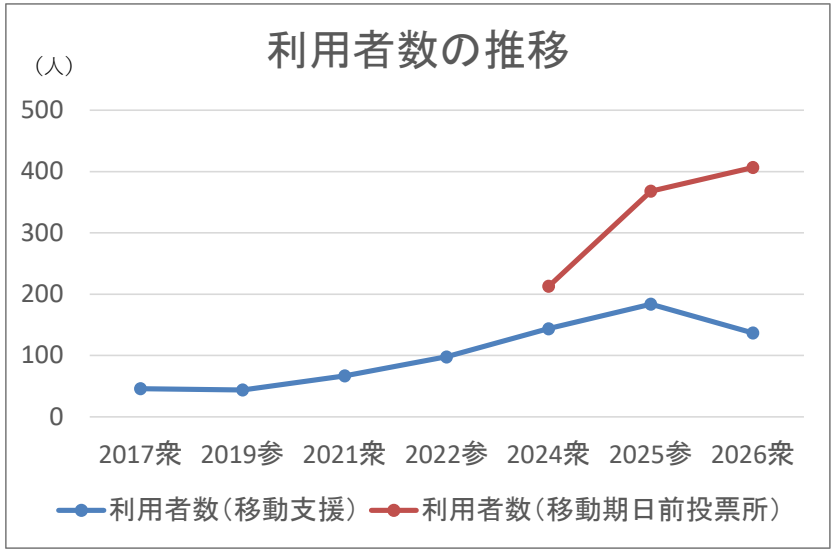
移動支援・移動期日前投票所導入市区町村数（全国）

	移動支援	移動期日前投票所	計
2017衆	195	―	195
2019参	187	34（14）	207
2021衆	280	59（21）	318
2022参	304	88（34）	358
2024衆	332	133（47）	418
2025参	390	176（66）	500

移動支援・移動期日前投票所導入市町数（栃木県）

	移動支援	移動期日前投票所	計
2017衆	2	―	2
2019参	3	―	3
2021衆	5	―	5
2022参	6	―	6
2024衆	8	2（2）	8
2025参	9	2（2）	9
2026衆	9	2（2）	9

（　）は移動支援も実施



※2　巡回バスの運行や無料タクシー券の発行により期日前・当日投票所への移動を支援する取組のこと。

3　投票環境と有権者の動向

3－3　期日前投票所の設置状況

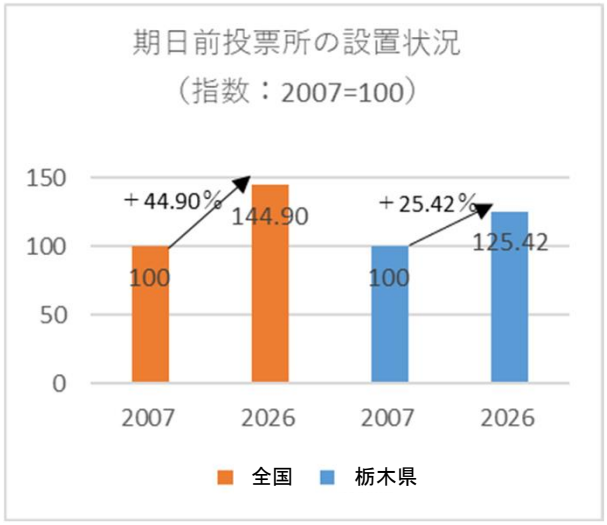
○　全国的に期日前投票所設置数の拡充が進められている。
○　有権者10万人当たりの設置数は、本県は全国平均を大きく上回っている。

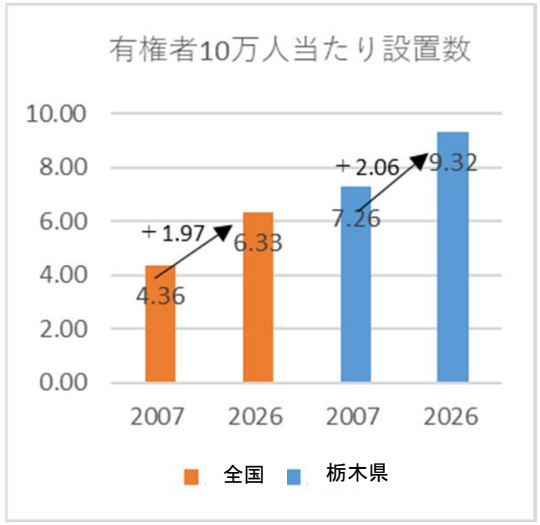
（1）　全国

	2007（H19参）	2026（R8衆）	差	増加率
設置数	4,519	6,548	2,029	＋44.9
設置数（有権者10万人当たり）	4.36	6.33	1.97	＋45.1

（2）　栃木県

	2007（H19参）	2026（R8衆）	差	増加率
設置数	118	148	30	＋25.4
設置数（有権者10万人当たり）	7.26	9.32	2.06	＋28.4



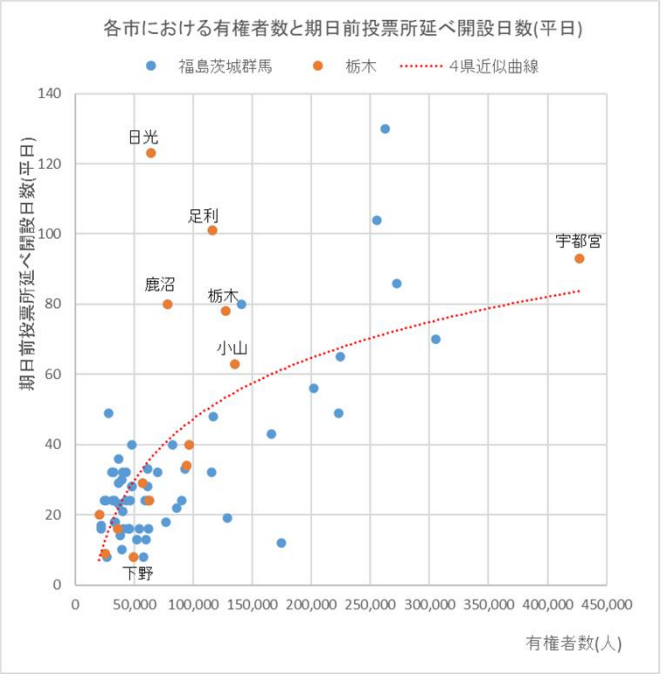


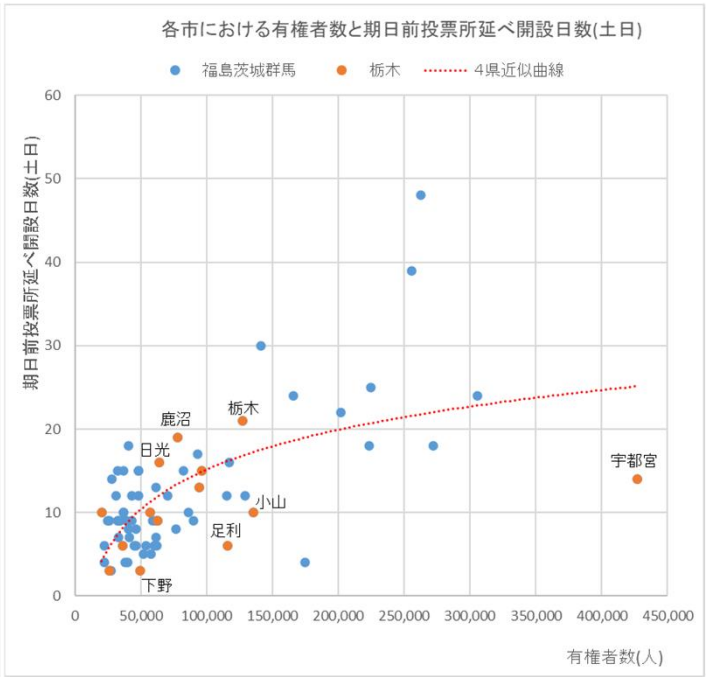
10

3　投票環境と有権者の動向

3－3　期日前投票所の開設状況（平日・土日別延べ開設日数比較）※3

○　期日前投票所の開設状況を、延べ日数、平日・土日別にみると、平日は近隣県並みか上回っている市が多い一方で、土日は近隣県より少ない市が多い。





2026年衆院選期日前投票所開設状況（有権者数順）

	有権者数	期日前投票所延べ設置日数				有権者１万人当たり延べ開設日数		
			平日	土日	うち前日		平日	土日
	a	b=c+d	c	d	e	f=10000*b/a	g=10000*c/a	h=10000*d/a
宇都宮市	427,086	107	93	14	8	2.51	2.18	0.33
小山市	135,136	73	63	10	6	5.40	4.66	0.74
栃木市	127,123	99	78	21	7	7.79	6.14	1.65
足利市	115,938	107	101	6	2	9.23	8.71	0.52
那須塩原市	96,214	55	40	15	5	5.72	4.16	1.56
佐野市	94,098	47	34	13	5	4.99	3.61	1.38
鹿沼市	78,053	99	80	19	15	12.68	10.25	2.43
日光市	64,036	139	123	16	5	21.71	19.21	2.50
真岡市	62,642	33	24	9	3	5.27	3.83	1.44
大田原市	56,954	39	29	10	4	6.85	5.09	1.76
下野市	49,621	11	8	3	1	2.22	1.61	0.60
さくら市	36,029	22	16	6	2	6.11	4.44	1.67
壬生町	32,017	33	24	9	3	10.31	7.50	2.81
矢板市	25,758	12	9	3	1	4.66	3.49	1.16
上三川町	25,320	11	8	3	1	4.34	3.16	1.18
高根沢町	24,409	11	8	3	1	4.51	3.28	1.23
野木町	21,028	11	8	3	1	5.23	3.80	1.43
那須町	20,662	22	16	6	2	10.65	7.74	2.90
那須烏山市	20,279	30	20	10	3	14.79	9.86	4.93
益子町	18,113	11	8	3	1	6.07	4.42	1.66
芳賀町	12,741	11	8	3	1	8.63	6.28	2.35
那珂川町	12,374	36	26	10	4	29.09	21.01	8.08
茂木町	9,975	11	8	3	1	11.03	8.02	3.01
市貝町	9,311	21	16	5	3	22.55	17.18	5.37
塩谷町	8,565	11	8	3	1	12.84	9.34	3.50
市　計	1,388,967	873	718	155	67	6.29	5.17	1.12
町　計	194,515	189	138	51	19	9.72	7.09	2.62
県　計	1,583,482	1,062	856	206	86	6.71	5.41	1.30

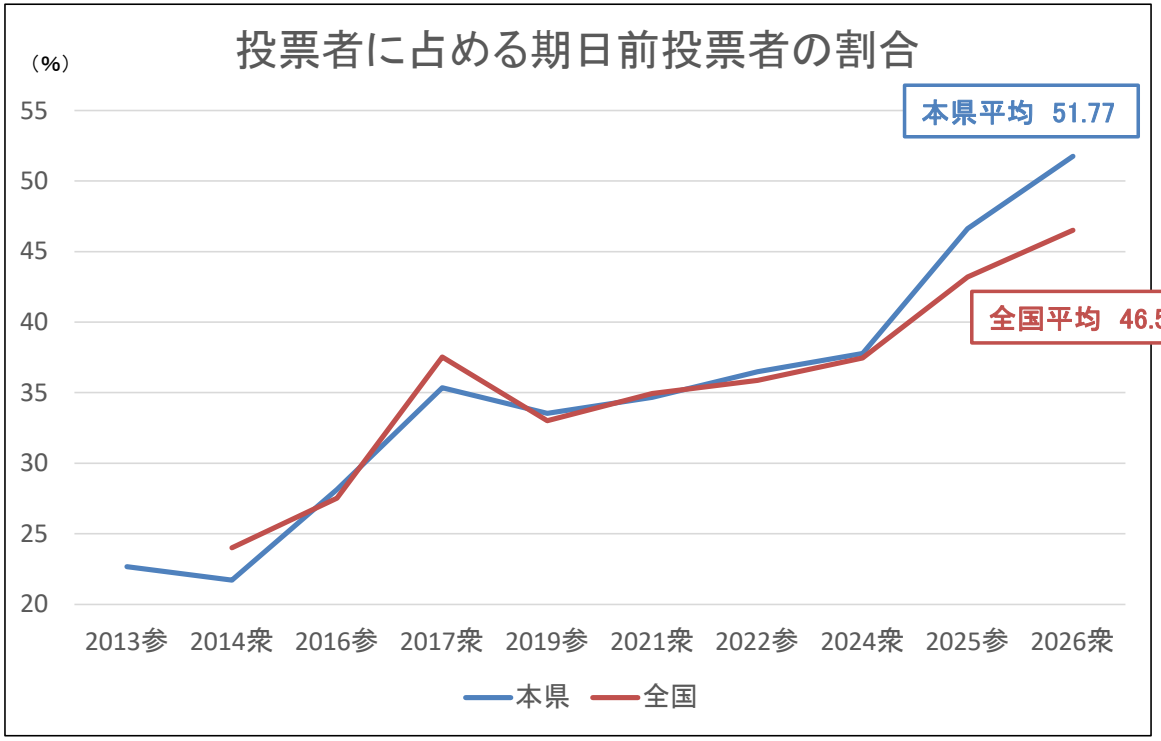
※3　2026年衆院選における福島県、茨城県、栃木県、群馬県の各市の期日前投票所延べ開設日数

11

3　投票環境と有権者の動向

3－4　有権者の投票動向

○　期日前投票の利用者は全国、本県ともに増加しており、2026年衆院選において投票者に占める割合は県全体で51.77%となり、19市町で50%を超えた。



2026年衆院選期日前投票割合

順位		割合
1	那須烏山市	77.95
2	那珂川町	74.94
3	市貝町	68.33
4	茂木町	66.45
5	益子町	65.05
6	那須町	65.02
7	壬生町	59.99
8	日光市	56.46
9	真岡市	55.38
10	那須塩原市	54.92
11	芳賀町	54.69
12	矢板市	54.41
13	大田原市	53.97

順位		割合
14	塩谷町	53.62
15	栃木市	53.59
16	佐野市	52.43
17	野木町	51.74
18	さくら市	51.44
19	鹿沼市	50.87
20	小山市	49.94
21	高根沢町	48.59
22	宇都宮市	48.57
23	上三川町	46.32
24	足利市	42.28
25	下野市	38.79

本県平均 51.77

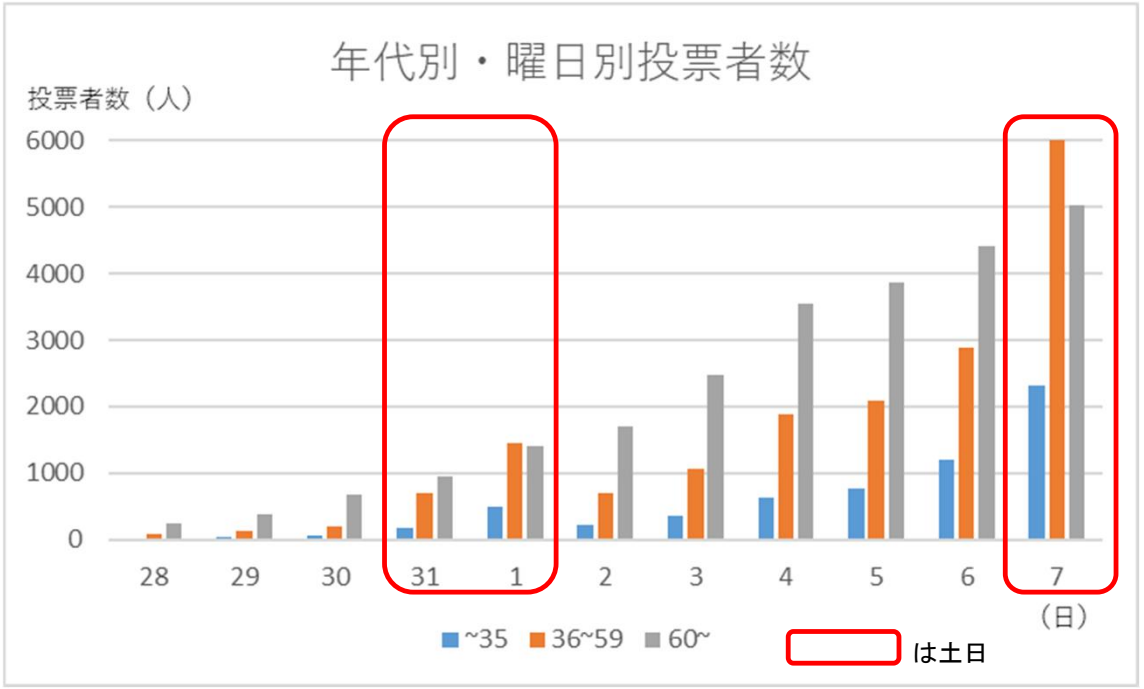
全国平均 46.53

12

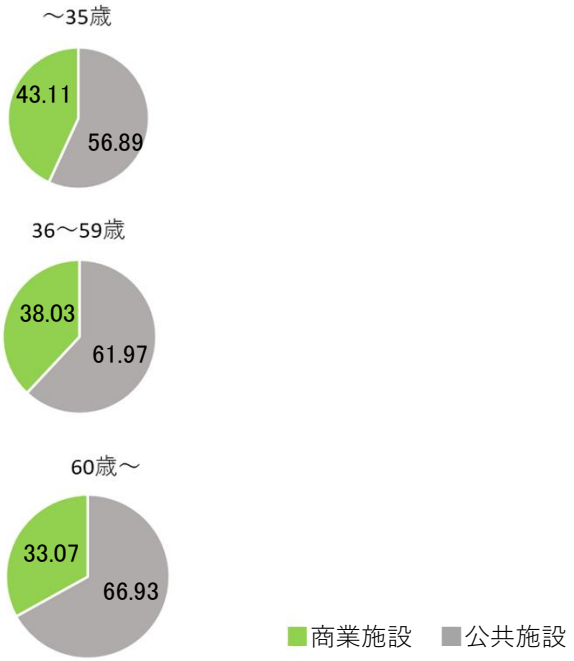
3　投票環境と有権者の動向

3－4　有権者の投票動向※4

○　期日前投票者数は選挙期間を通じて漸増し、選挙期日前日の土曜日に最大となる。
○　若年・中堅層は土日に商業施設での期日前投票を選ぶ傾向があり、高齢層は、平日・土日で顕著な差はなく、公共施設利用が多い。



年代別投票先施設の投票者割合



※4　真岡市、那須塩原市における2026年衆院選の期日前投票結果（2月8日投票日）

4　課題と取組方針

課題	取組の方向

◆ 拡大する全国との投票率の差

- 本県の投票率は全国低位にあり、全国平均との差が拡大している。
 特に、中堅（うち45～59歳）・高齢層において全国平均との差が拡大している。

◆ 若年・中堅層の投票行動の定着化

- 若年・中堅（うち35～44歳）層の投票率は上昇傾向にあるものの、この投票行動が今後も定着するかどうか不透明である。

◆ 県民のニーズに沿った投票環境づくり

- 投票動向を踏まえた投票環境の最適化

◆ 主権者意識向上と情報発信

- 有権者・未来の有権者の選挙や政治に対する関心、意識の向上

→若いときの投票行動が将来にわたり影響を及ぼすことから、中学・高校生や若年層を中心とした主権者教育を展開

- 全ての有権者に届くような選挙情報の発信

◆ 各種機関との連携強化

- 社会総がかりで啓発や環境づくりに取り組むため各種機関との連携

５　プランの目標と具体的取組方針

プランの目標　→　具体的取組方針

若い世代の**投票参加意識の定着化**を進めるとともに、**全世代型の対策を強化**する。

国政選挙の投票率を全国平均並みに引き上げる！

地方選挙の投票率は候補者の状況によって大きく変動する傾向があるため、具体的な目標はせず、国政選挙と同様の取組により向上を目指す。

取組方針Ⅰ
若年層から高齢層まで誰もが投票しやすい**「投票環境の整備」**

- 期日前投票所の開設拡大
- 移動支援、移動期日前投票所の充実
- 選挙事務のデジタル化の促進
- 投票期間の周知

取組方針Ⅱ
投票参加意識を定着化させる**「主権者教育・啓発の実施」**

- 親子連れ投票の促進
- 選挙出前講座の実施
- 進学・就職に伴う住民票異動や不在者投票制度の周知

取組方針Ⅲ
社会を支える**「全ての主体との連携強化」**

５－１　具体的取組Ⅰ

Ⅰ

若年層から高齢層まで誰もが投票しやすい**「投票環境の整備」**

コンセプト

- 期日前投票の利用環境の整備
- 過疎・高齢化、デジタル化に応じた投票環境の確保

主な取組

- **地域特性に応じた期日前投票所の拡充**
 土日、商業施設など若年・中堅層が利用しやすい期日前投票所の開設拡大、特に最も有権者のニーズが高い選挙期日前日の土曜日の期日前投票所の開設を拡大する。
 過疎化・高齢化が進む地域での当日投票所の集約に伴う代替措置として、移動支援・移動期日前投票所を拡充する。
- **投票環境のバリアフリーの充実**
 バリアフリーの設備が整った施設を投票所として活用する。
 また、コミュニケーションボードや投票支援カードを設置するなど、誰もが投票しやすい環境を実現する。
- **選挙事務のデジタル化の促進**
 有権者の利便性を高めるとともに、選挙事務の効率化も期待できる電子投票制度などの検討を進める。
- **「投票期間」の周知**
 期日前投票期間から投票期日までを「投票期間」として周知し、投票日に限らず、投票しやすい日に投票できることを定着させる。

目標

- 期日前投票所開設日数　　開設状況が十分でない市町は、人口規模の類似した自治体並に引き上げる
- 移動支援・移動期日前投票所実施市町数　　2026衆院選　９市町（うち２市はどちらも実施）　→　増加を目指す

16

５－２　具体的取組Ⅱ

Ⅱ

投票参加意識を定着化させる「**主権者教育・啓発の実施**」

コンセプト

- 家庭や学校における主権者教育の一層の推進
- 家庭や学校における主権者教育の一層の推進

主な取組

- **親子連れ投票促進事業の実施**
 幼少期における親子連れ投票の体験が将来の投票行動につながるよう、全国の優良事例等を参考に工夫をこらす。併せて、保護者に向けた親子連れ投票の周知と促進を図る。
- **中学校・高校における出前講座の実施**
 学校教育において主権者教育が積極的に展開されるよう、出前講座の実施、投票教材の貸与などを行う。
- **住民票異動・不在者投票制度の周知**
 出前講座や啓発資材の配布などにより、進学・就職に伴う住民票の異動や不在者投票制度の周知を強化する。進学後の学生に対しては、栃木県育英会と連携した栃木県東京学生寮における啓発等を行う。
- **様々な媒体を活用した情報発信**
 SNSで共通のハッシュタグを設定し、若年層による情報の拡散を促す。
 また、図書館など住民の利用率が高い施設と連携して、全ての有権者に向けた情報発信を行う。

目標

- 出前講座実施件数　令和7年度　44件（県：18件、8市：26件）　→　県市町で合計60件以上及び半数以上の市町における実施

17

５－３　具体的取組Ⅲ

Ⅲ

社会を支える「全ての主体との連携強化」

コンセプト

- 社会を支える全ての主体、行政機関、教育機関、企業など、多様な主体とともに、投票環境の整備を行う。

主な取組

教育機関との連携

若い世代に投票参加意識を根付かせるために教育の役割は極めて重要なことから、学校教育の場における主権者教育を連携・協力して行う。

企業等との連携

選挙啓発サポーター（選挙啓発を支援する企業等）の拡大を図り、社員等に対する投票参加の呼びかけなど、企業等における取組を促進する。併せて、登録企業・団体の協力を得て、啓発事業を展開する。

市町明るい選挙推進協議会等との連携

選挙啓発について、市町明推協との意見交換や先進事例の共有を積極的に行う。

首長部局・教育委員会・議会等との連携

国政選挙に比べて地方選挙の投票率が低い傾向にあり、有権者にとって地方行政の役割が十分に認識されていないとの指摘があることから、県・市町の首長部局や教育委員会、県・市町議会との連携を強化し、地方行政の役割周知に努める。

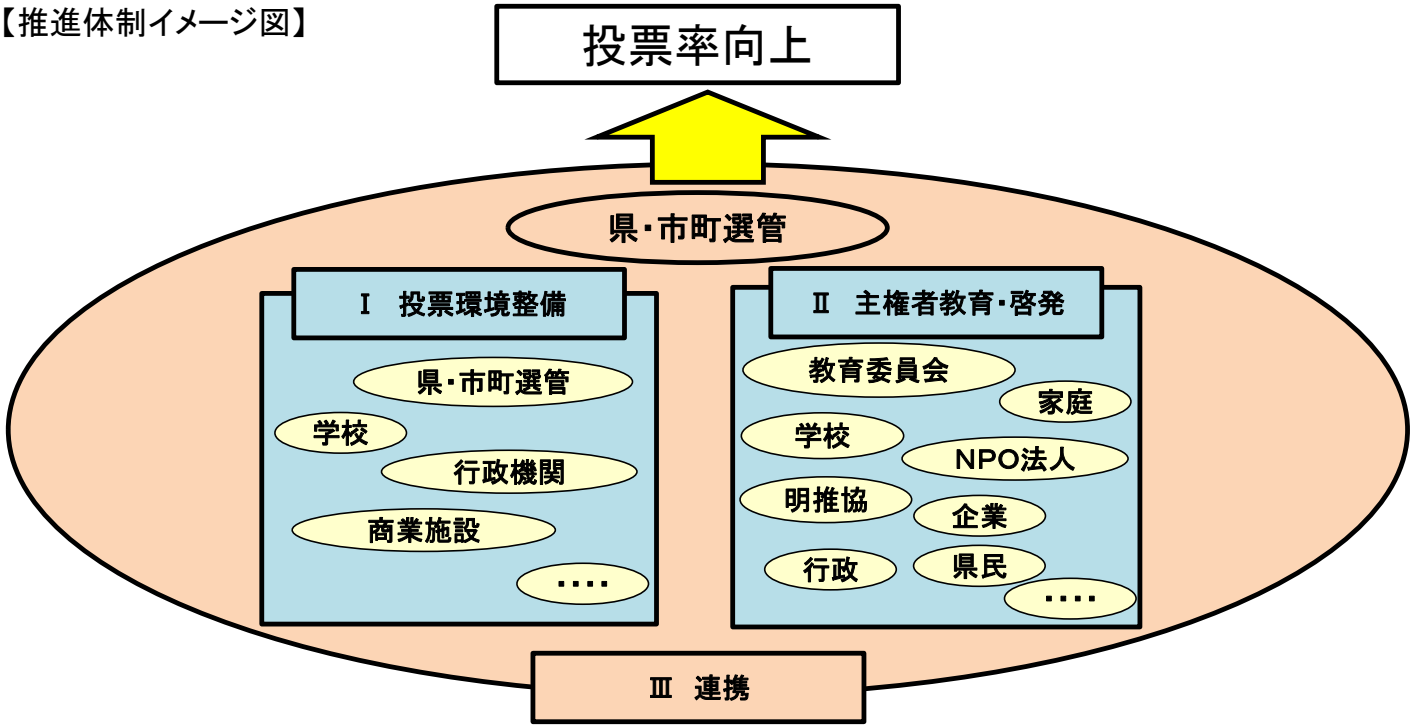
６　むすび

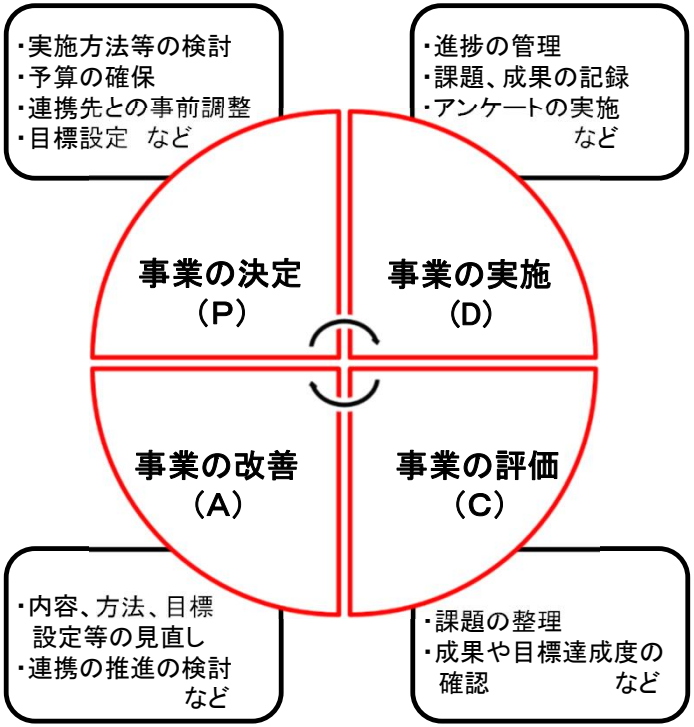
本プランの推進に当たって

本プランは、社会を支える全ての皆さんとの連携・協力のもとに推進することとし、毎年度策定する「栃木県明るい選挙推進運動事業計画」において、毎年度の具体的な事業内容及び数値目標を設定する。

各種事業を着実に推進するために、PDCAサイクルにより進行状況を評価するとともに、選挙をめぐる状況の変化に対応した必要な改善を行う。

【推進体制イメージ図】





＜資料＞　前プランの取組実績

Ⅰ

若者の関心を引き、選挙を身近に感じてもらう「惹きつける啓発活動」

選挙啓発資材の作成

＜目的＞
新有権者に啓発資材を配布し、選挙意識の向上を図る。

＜内容＞
・継続的に使用可能な啓発資材とすることで持続的な選挙意識の向上を図ることができるため、クリアファイルを作成することとした。
・若者の関心を引く内容とするため、若手デザイナーを起用した。
・令和7年度は主権者教育の内容がより記憶に定着するよう、選挙啓発出前講座の受講生に配布した。（R5、R6は県内全ての高校3年生に配布）

＜実績＞
配布部数（部）
令和5年度　19,000部
令和6年度　18,500部
令和7年度　 6,000部



クリアファイルデザイン

＜資料＞　前プランの取組実績

Ⅰ

若者の関心を引き、選挙を身近に感じてもらう「惹きつける啓発活動」

選挙啓発教材の作成

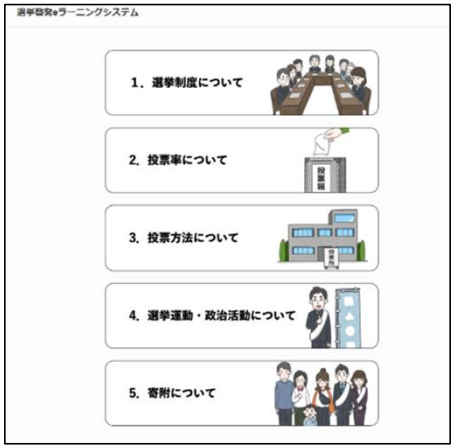
＜目的＞
企業等が社員研修等に利用できる教材を作成し、継続的な選挙啓発を実施する。

＜内容＞
・投票に行く重要性を伝えるパラパラ漫画ムービーを制作した。また、とちぎ選挙啓発サポーターの加入企業、団体での利用を想定し、e-ラーニング教材を作成した。
・政治意識の向上と併せて、寄附禁止等の法令遵守の側面も教材に取り入れた。

＜実績＞
令和6年12月完成



パラパラ漫画ムービー



eラーニング

＜資料＞　前プランの取組実績

Ⅰ

若者の関心を引き、選挙を身近に感じてもらう「惹きつける啓発活動」

高校生向けオンラインセミナーの実施

＜目的＞
　在学中に有権者になることが多い高校生を対象にした啓発事業を実施し、選挙や政治への関心の向上と参加を促す。

＜内容＞
・主権者教育に取り組む（株）笑下村塾協力のもと、たかまつなな氏とお笑い芸人を講師として楽しく政治や選挙を学べるセミナーを開催した。
・複数の学校が同時に参加できるようにオンライン形式とした。
・教育委員会高校教育課を通して参加校を募集した。

＜実績＞
　実施校数（校）
　　令和5年度　65校
　　※「ふれあい活動高校生のつどい（県内高校等を対象として、活動発表や意見交換を行う事業）」
　　内にて実施した。
　　令和6年度　1校
　　令和7年度　2校





オンラインセミナーの様子

＜資料＞　前プランの取組実績

Ⅰ

若者の関心を引き、選挙を身近に感じてもらう「惹きつける啓発活動」

インターネット、SNSの活用

＜目的＞
インターネットやSNSでデジタル広告を配信することで、若年有権者が選挙に関する情報に触れる機会を増やす。

＜内容＞
選挙時にXやInstagram、Youtubeでデジタルターゲティング広告、啓発動画を配信した。

＜実績＞
広告配信回数
令和5年県議選　34万回
令和6年衆院選　645万回
令和6年知事選　1,382万回
令和7年参院選　1,485万回
令和8年衆院選　3,314万回



バナー広告（R7参院選）



動画広告（R7参院選）

＜資料＞　前プランの取組実績

Ⅱ

将来の投票率向上のための「未来の有権者の育成」

親子連れ投票記念証の配布

＜目的＞
子どもにとって投票所へ行った経験がより記憶に残る取組を行い、将来の投票につなげる。

＜内容＞
・市町選挙管理委員会協力のもと、親と投票所に来た子どもに対して、「親子連れ投票記念証」を配布した。
・子どもに次回も投票所に行きたいと思ってもらうために、選挙ごとにデザインを変更した。

＜実績＞
作成枚数
令和5年県議選　15,000枚
令和6年衆院選　21,000枚
令和6年知事選　21,000枚
令和7年参院選　41,000枚
令和8年衆院選　57,000枚



親子連れ投票記念証（R8衆院選）

＜資料＞　前プランの取組実績

Ⅱ

将来の投票率向上のための「未来の有権者の育成」

親子連れ投票促進メッセージの配布

＜目的＞
子どもの将来の投票行動に影響を与える親子連れ投票の制度を保護者に周知、普及する。

＜内容＞
・内容は保護者向けとした。小学１～３年生に学校で配布した。
・ポスターコンクールの入賞作品をデザインに起用した。

＜実績＞
配布枚数
令和５年度　53,000枚
令和６年度　51,000枚
令和７年度　50,000枚



親子連れ投票促進メッセージカード（R7参院選）

＜資料＞　前プランの取組実績

Ⅱ

将来の投票率向上のための「未来の有権者の育成」

明るい選挙ポスターコンクールの実施

＜目的＞
　小学生、中学生、高校生が参加できる啓発活動を実施し、将来の政治や選挙への参加意欲を醸成する。

＜内容＞
・優秀賞作品については受賞者を対象にした表彰式や県庁15階での作品展示を実施した。
・選挙公報や親子連れ投票促進メッセージカード等の啓発資材へ掲載するなど、選挙啓発に活用した。

＜実績＞
・応募数
　令和5年度　1,922点
　令和6年度　1,978点
　令和7年度　2,192点
・活用事例
　選挙啓発ポスター、選挙公報、親子連れ投票促進メッセージカード等の啓発資材



優秀賞受賞作品を使用した選挙啓発ポスター（R8衆院選）

＜資料＞　前プランの取組実績

Ⅱ

将来の投票率向上のための「未来の有権者の育成」

選挙啓発出前講座の実施

＜目的＞
　学校等を対象とした選挙啓発出前講座を実施して、受講した生徒等の選挙制度への理解を深め、選挙の大切さを伝えるとともに、主権者として選挙への主体的な参加を促す。

＜内容＞
・選挙管理委員会事務局が学校に赴き、選挙に関する講義や模擬投票を実施した。
・模擬投票では市町選挙管理委員会の協力のもとで、実際の選挙で使用している投票箱や記載台を使用した。
・R7年度から新たな選択肢として、主権者ピア・エデュケーション事業（若年層の講師が講義等を行うことで、より身近で理解しやすい選挙教育を実現し、新有権者の選挙意識の向上と選挙への積極的な参加を促す事業）を開始した。（6校で実施）



選挙啓発出前講座の様子

＜実績＞
　実施校数（校）

	目標	県実績	市町実績（市町数）
令和５年度	17（県）	19	29（８）
令和６年度	60（県・市町）	16	27（９）
令和７年度	60（県・市町）	18	26（８）

＜資料＞　前プランの取組実績

Ⅲ

機関の垣根を越えた「社会総がかりの体制づくり」

とちぎ選挙啓発サポーターの登録・活用

＜目的＞
　選挙啓発を自主的に支援する企業や団体等を「とちぎ選挙啓発サポーター」として募集、登録し、若年層社会人等への投票促進を図る。

＜内容＞
・登録した企業や団体等に対して登録証を交付した。また、登録一覧や選挙時の取組については、選挙管理委員会のホームページやSNSで公開した。
・登録企業等には、施設内における啓発ポスターの掲示、ホームページやSNSにおけるバナー広告の掲出、期日前投票の推奨、呼びかけを依頼した。

＜実績＞
　登録団体数　52団体（令和８年４月１日時点）





とちぎ選挙啓発サポーター活動の様子（R8衆院選）

＜資料＞　前プランの取組実績

Ⅲ

機関の垣根を越えた「社会総がかりの体制づくり」

市町選挙管理委員会・市町明るい選挙推進協議会との連携の強化

＜目的＞
・県と市町が一体となって啓発に取り組むため、連携を強化する。
・期日前投票が定着し、投票者に占める割合が3～5割に増加しているため、期日前投票所の投票環境を充実させ、有権者がより投票しやすい環境をつくるよう呼びかける。

＜内容＞
・市町選管や市町明推協との意見交換や先進事例の共有を行うための会議を新設した。
・期日前投票所の土日開設日数拡大やショッピングセンター等の集客施設の活用を市町に要請した。

＜実績＞
・市町選挙管理委員会・明るい選挙推進協議会合同会議、選挙啓発事務担当者会議、書記長等会議を毎年開催した。
・令和6年衆院選から、2市で移動期日前投票所を開設した。
・令和7年参院選において、5市が土日の期日前投票所を拡充した。また、1市が新たにショッピングモールに期日前投票所を開設した。
・令和8年衆院選において、1市が土曜日の期日前投票所を拡充した。



会議の様子

議案第３号

不在者投票を行うことができる施設の指定の取消しについて

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第２項及び第４項第２号の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定を次のとおり取り消すものとする。

令和８（2026）年５月28日提出

栃木県選挙管理委員会委員長　　金　田　尊　男

名　　称	所　　在　　地	指定取消の理由
医療法人社団双愛会 足尾双愛病院	日光市足尾町砂畑4147-2	施設の廃止のため。

参考１

令和８年４月 28 日

栃木県選挙管理委員会委員長　様

施設名　　医療法人社団双愛会　足尾双愛クリニック
理事長　　赤松　郁夫

不在者投票を行うことのできる施設等の指定取消について

公職選挙法施行令第 55 条第２項及び第４項第２号の規定による不在者投票を行うことができる施設として指定を受けていましたが、下記により指定の取消しを受けたく届け出ます。

記

１　指定を解除しようとする施設

(1) 施設の名称

医療法人社団双愛会　足尾双愛病院

(2) 施設の所在地

日光市足尾町砂畑４１４７－２

２　理由

病院からクリニックへ転換のため。

担当　前原　美典
電話　0288-93-2011

参考２

不在者投票を行うことができる施設

R8（2026）.5.28現在

施設類型	施設の設置根拠	指定区分	指定施設数	対象施設数（注）	備考
病院		選管	155	179	
病院	医療法		94	106	
介護老人保健施設	介護保険法		57	62	
介護医療院	介護保険法		4	11	
老人ホーム		選管	201	641	
養護老人ホーム	老人福祉法第20条の4		7	10	
特別養護老人ホーム	老人福祉法第20条の5		165	238	
軽費老人ホーム	老人福祉法第20条の6		11	26	
有料老人ホーム	老人福祉法第29条		18	134	※指定施設数にはサービス付き高齢者向け住宅を含む。
老人短期入所施設	老人福祉法第20条の3		－	233	短期入所生活介護事業のみの施設はすべて定員50人未満（※老人ホーム（入所）と併設）
原子爆弾被爆者養護ホーム		選管	0	0	
国立保養所		政令	0	0	
身体障害者支援施設		選管	9		公選法施行令50条において「専ら身体障害者を入所させる施設」との限定があり、名簿等による施設数と指定対象施設数が必ずしも一致しないため斜線を引いています。
身体障害者福祉施設	障害者総合支援法第5条		9		
福祉ホーム	障害者総合支援法第5条		0		
保護施設		選管	2	2	
救護施設	生活保護法第38条		2	2	
更正施設			0	0	
刑事施設		政令	5	5	
留置施設		政令	19	19	日光、大田原、矢板、那須烏山、茂木、那珂川警察署（留置施設閉鎖）を含む
少年院		政令	1	1	
少年鑑別所		政令	1	1	
婦人補導院		政令	0	0	
計			393	848	

（注） 病院・診療所名簿（令和８年４月１日現在）を参照

議案第４号

衆議院小選挙区選出議員選挙（栃木県第１区から第５区）に係る選挙無効請求事件の判決及び上告審について

衆議院小選挙区選出議員選挙（栃木県第１区から第５区）に係る選挙無効請求事件の判決及び上告審に伴う処理方針を、次のとおり定めるものとする。

令和８(2026)年５月28日提出

栃木県選挙管理委員会委員長　金　田　尊　男

別紙のとおり

別紙

衆議院小選挙区選出議員選挙（栃木県第１区から第５区）に係る選挙無効請求事件の処理方針（案）

令和８（2026）年５月 28 日

１　事件（第一審）の内容

(1) 訴訟提起日　令和８年２月

(2) 係属裁判所　東京高等裁判所

(3) 事 件 番 号　令和８年(行ケ)第３号

(4) 事　件　名　選挙無効請求事件

(5) 当　事　者　原告　栃木県第１区　服部　　有　（栃木県宇都宮市）
栃木県第２区　関口　真紀　（栃木県鹿沼市）
栃木県第３区　園田　秀樹　（栃木県那須塩原市）
栃木県第４区　平野　正敏　（栃木県小山市）
栃木県第５区　早乙女　利次（栃木県栃木市）
被告　栃木県選挙管理委員会

(6) 訴えの要旨

令和８年２月８日に執行された衆議院小選挙区選出議員選挙は、選挙区間の一票の較差は最大で２．０８８倍である。

一人一票の投票価値の平等を定めた憲法に違反しており、栃木県第１区から第５区における選挙は無効である。

(7) 判決内容（令和８年５月 21 日判決）

１　原告らの請求をいずれも棄却する。（選挙管理委員会の勝訴判決）

２　訴訟費用は原告らの負担とする。

※　詳細は、別添判決書のとおり。

２　処理方針

(1) 原告が上告した場合には応訴する。

(2) 法務大臣（東京法務局）に対して訴訟の遂行を依頼する。

(3) 準備書面（答弁書を含む。）は、東京法務局に原案の作成を求めることとし、必要に応じて修正の上、成案とする。

(4) 訴訟の進行状況は、随時、委員会に報告する。

３　代理人の指定

本事件について引き続き当委員会を代理する者を次のとおり指定する。

指定代理人　　選挙係長　福田　喬広、主査　大塚　博人

４　経過

令和８年

２月　８日　衆議院小選挙区選出議員選挙投票日

２月　９日　原告が東京高等裁判所に提訴、受理

２月 16 日　東京高裁から送達された訴状を本委員会において受領

２月 18 日　県選挙管理委員会において、処理方針の決定

〃　国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（以下「権限法」）第６条の２第１項の規定による法務大臣への報告

〃　権限法第７条第１項の規定による法務大臣への訴訟遂行依頼

〃　権限法第７条第２項の規定による総務大臣への通知

３月 10 日　選挙の効力に関する訴訟提起期限
（公職選挙法第 204 条 選挙の日から 30 日以内）

４月　７日　法務省（東京法務局）から東京高裁に答弁書を提出

４月 28 日　第１回口頭弁論・結審

５月 21 日　判決言渡（選管勝訴）

参考１

令和８年５月２１日判決言渡　同日原本領収　裁判所書記官

令和８年（行ケ）第３号　選挙無効請求事件

口頭弁論終結日　令和８年４月２８日

判　　決

当事者の表示　　別紙１ないし３記載のとおり

主　　文

１　原告らの請求をいずれも棄却する。

２　訴訟費用は、原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第１　請求

令和８年２月８日に行われた衆議院議員総選挙の東京都第１区ないし第３０区、茨城県第１区ないし第７区、栃木県第１区ないし第５区、群馬県第１区ないし第５区、埼玉県第１区ないし第１６区、千葉県第１区ないし第１４区、神奈川県第１区ないし第２０区、新潟県第１区ないし第５区、山梨県第１区及び第２区、長野県第１区ないし第５区並びに静岡県第１区ないし第８区における選挙を無効とする。

第２　事案の概要等

１　事案の概要

本件は、令和８年２月８日に行われた衆議院議員総選挙（以下「**本件選挙**」という。）について、上記第１記載の各選挙区（以下「**本件各選挙区**」という。）の選挙人である原告らが、衆議院小選挙区選出議員の選挙（以下「**小選挙区選挙**」という。）の選挙区割りに関する公職選挙法の規定は憲法に違反し無効であるから、これに基づき行われた本件選挙の本件各選挙区における選挙も無効であるなどと主張して提起した公職選挙法２０４条に基づく選挙無効訴訟である。

２　前提事実（当事者間に争いがない事実、当裁判所に顕著な事実及び後掲各証

拠又は弁論の全趣旨により認められる事実）等

（１）公職選挙法は、衆議院議員の選挙制度につき、小選挙区比例代表並立制を採用しており、衆議院議員の定数は４６５人とされ、そのうち２８９人が小選挙区選出議員、１７６人が比例代表選出議員とされている（４条１項）。小選挙区選挙については、全国に２８９の選挙区を設け、各選挙区において１人の議員を選出するものとされ（同法１３条１項、別表第１。以下、後記の改正の前後を通じてこれらの規定を併せて「**区割規定**」という。）、比例代表選出議員の選挙（以下「**比例代表選挙**」という。）については、全国に１１の選挙区を設け、各選挙区において所定数の議員を選出するものとされている（同条２項、同法別表第２）。総選挙においては、小選挙区選挙と比例代表選挙とを同時に行い、投票は小選挙区選挙及び比例代表選挙ごとに１人１票とされている（同法３１条、３６条ただし書）。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下「**区画審設置法**」という。）は、衆議院議員選挙区画定審議会（以下「**区画審**」という。）は、小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案（以下単に「**改定案**」という。）を作成して内閣総理大臣に勧告するものとした上で（２条）、①４条１項において、上記の勧告は、統計法５条２項本文の規定により１０年ごとに行われる国勢調査（以下「**大規模国勢調査**」という。）の結果による人口が最初に官報で公示された日から１年以内に行うものとする旨規定し、②４条２項において、同条１項の規定にかかわらず、区画審は、同法５条２項ただし書の規定により大規模国勢調査が行われた年から５年目に当たる年に行われる国勢調査の結果による各選挙区の日本国民の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が２以上となったときは、当該国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から１年以内に、上記の勧告を行うものとする旨規定する。

区画審設置法３条は、改定案の作成の基準について、①１項において、改定案の作成は、各選挙区の人口（同条においては最近の国勢調査の結果による日本国民の人口をいう。）の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が２以上とならないようにすることとし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない旨規定し、②２項において、同法４条１項の規定による勧告に係る改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の小選挙区選出議員の選挙区の数は、各都道府県の人口を小選挙区基準除数（その除数で各都道府県の人口を除して得た数（１未満の端数が生じたときは、これを１に切り上げるものとする。）の合計数が小選挙区選出議員の定数に相当する数と合致することとなる除数をいう。）で除して得た数（１未満の端数が生じたときは、これを１に切り上げるものとする。）とする旨規定し（いわゆるアダムズ方式）、③３項において、同条２項の規定による勧告に係る改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の小選挙区選出議員の選挙区の数は変更しないものとする旨規定する（以下、この改定案の作成の基準を含む同法２条から４条までの規定による選挙区の改定の仕組みを「**本件区割制度**」という。）。

（２）区画審は、小選挙区選出議員の選挙区に関し、令和２年１０月１日を調査時とする大規模国勢調査（以下「**令和２年国勢調査**」という。）の結果に基づき、各都道府県の小選挙区選出議員の定数を５都県で合計１０人増員し１０県で各１人減員した上、２５都道府県の１４０選挙区において区割りを改めることを内容とする改定案を作成し、令和４年６月１６日、内閣総理大臣に勧告した。これを受けて、同年１１月１８日、区割規定の定める選挙区割りを上記改定案のとおりに改定することなどを内容とする令和４年法律第８９号（以下「**令和４年改正法**」という。）が成立した（以下、令和４年改正法による改正後の区割規定を「**本件区割規定**」といい、本件区割規定

の定める選挙区割りを「**本件選挙区割り**」という。）。（乙４、乙６の１及び２、乙１０の１ないし４）

（３）令和８年１月２３日に衆議院が解散され、同年２月８日、本件選挙区割りの下で本件選挙が行われた。

本件選挙区割りの下では、令和２年国勢調査の結果によると、選挙区間の日本国民の人口（以下単に「**人口**」という。）の最大較差は１対１．９９９となり、本件選挙当日における選挙区間の選挙人数の較差は、選挙人数の最も少ない選挙区（鳥取県第１区）と最も多い選挙区（北海道第３区）との間で１対２．０９７であり、選挙人数の最も少ない選挙区と比べて較差が２倍以上となっている選挙区は１６選挙区であった（乙１、乙９）。

３　当事者の主張

（１）原告らの主張

投票価値に較差のある本件区割規定は憲法前文第１段第２文によって解釈される憲法４７条、憲法１４条１項等に違反して無効であるから、これに基づき行われた本件選挙の本件各選挙区における選挙も無効である。

その理由の要旨は、別紙４（訴状抜粋）並びに別紙５及び６に記載のとおりである。

（２）被告らの主張

最高裁令和７年（行ツ）第１５５号同年９月２６日第二小法廷判決・民集７９巻６号２６７６頁の判断枠組みによれば、本件区割規定は憲法の規定に違反しない。

仮に違憲状態にあったとの評価がされるとしても、本件選挙は上記最高裁判決後に初めて行われた衆議院議員総選挙であるから、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったとはいえず、本件区割規定が憲法の規定に違反するに至っているとはいえない。

第３　当裁判所の判断

1　憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば投票価値の平等を要求しているものと解される。他方、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであるところ、国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ（４３条２項、４７条）、選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められている。

衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度が採用される場合には、選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定するに際して、憲法上、議員１人当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることが求められているというべきであるが、それ以外の要素も合理性を有する限り国会において考慮することが許容されているものと解されるのであって、具体的な選挙区を定めるに当たっては、都道府県を細分化した市町村その他の行政区画などを基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状況などの諸要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められているところである。したがって、このような選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断されることになり、国会がこのような選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、上記のような憲法上の要請に反するため、上記の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反することになるものと解すべきである。

2　上記の見地に立って、本件選挙当時の本件区割規定及びこれに基づく本件選挙区割りの合憲性について検討する。

（１）区画審設置法の定める本件区割制度は、小選挙区選出議員の選挙区（以下単に「**選挙区**」という。）について、区画審において、１０年ごとに行われる大規模国勢調査の結果に基づき、各都道府県への定数配分を人口に比例した方式の一つであるアダムズ方式により行った上、選挙区間の人口の較差が２倍未満となるよう区割りをして、その改定案を作成するものとしつつ、大規模国勢調査が行われた年から５年目に当たる年に行われる国勢調査の結果、選挙区間の人口の最大較差が２倍以上となった場合には、その結果に基づき、各都道府県への定数配分を変更することなくこれが２倍未満となるよう区割りをして改定案を作成し、これを是正することとするものである。このような本件区割制度は、選挙区を改定してもその後の人口異動により選挙区間の投票価値の較差が拡大し得ることを前提に、選挙制度の安定性も考慮しながら、選挙区間の投票価値の較差を相当程度縮小させその状態が安定的に持続するよう設けられたものであるといえ、投票価値の平等を最も重要かつ基本的な基準としつつ、国会において考慮することのできる他の要素をも考慮して選挙区の改定を行う仕組みを定めたものとして、合理性を有するものというべきである。

（２）本件選挙は、令和４年改正法により改正された本件区割規定の定める選挙区割り（本件選挙区割り）の下で行われたものであるところ、前記前提事実等によれば、令和４年改正法は、本件区割制度の下、区画審が、令和２年国勢調査の結果に基づき、区画審設置法３条１項及び２項に定める基準に従い各都道府県への定数配分及び区割りをして作成した改定案のとおり、選挙区を改定するものといえる。

本件選挙区割りの下においては、令和２年国勢調査の結果による選挙区間の人口の最大較差が１対１．９９９であったのに対し、本件選挙当日には、選挙区間の選挙人数の最大較差は１対２．０９７となっており、選挙人数の最も少ない選挙区と比べて較差が２倍以上となっている選挙区は全２８９選

挙区のうちの１６選挙区となっていたものの、本件区割制度が、選挙区を改定してもその後に選挙区間の投票価値の較差が拡大し得ることを前提とするものであって、このような制度に合理性が認められることは上記のとおりである。そして、本件選挙当時における選挙区間の投票価値の較差が自然的な人口異動以外の要因によって拡大したものというべき事情はうかがわれず、本件選挙区割りの下におけるその拡大の程度が著しいものともいえないから、上記の選挙区間の投票価値の較差の状況をもって、本件選挙区割りが本件選挙当時において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたということはできないというべきである。

3　したがって、本件選挙当時において、本件区割規定の定める本件選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったということはできず、本件区割規定が憲法１４条１項等に違反するものということはできない。

原告らは、憲法前文第１段第２文によって解釈される憲法４７条、憲法１４条１項等を根拠として、投票価値に較差のある本件区割規定が憲法に違反して無効であると主張するが、以上に述べたところからすれば、上記主張を採用することはできない。

4　以上のとおりであるから、本件選挙の本件各選挙区における選挙が無効であるということはできず、原告らの請求はいずれも理由がない。

よって、原告らの請求をいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第４民事部

裁判長裁判官　古田孝夫

裁判官　田中一隆

裁判官　坂田大吾

令和８(2026)年度栃木県明るい選挙推進運動要領(案)

栃木県選挙管理委員会
栃木県明るい選挙推進協議会

Ⅰ　趣　　旨

民主主義の基盤である選挙が全ての有権者の参加のもとに明るく公正に行われるためには、県民一人ひとりが政治や行政、選挙に強い関心を持ち、主権者としての自覚と豊かな政治常識を身に付けることが何より大切である。

このためには、県・市町の選挙管理委員会と明るい選挙推進協議会が中心となって、家庭、学校、地域などが共通認識をもって、啓発活動を展開するとともに、投票しやすい環境を整えることが必要である。

この要領は、明るい選挙推進運動を県民運動として推進するため、令和８(2026)年度における運動目標及び実施事業を定めるものである。

Ⅱ　運動目標

この運動の推進に当たっては、次の事項を目標とする。

１　投票環境の整備

・有権者のニーズや地域の実情に即した投票環境の充実を図る。

２　主権者教育・啓発の実施

・自ら考え、判断し、行動する主権者像を念頭に、政治や選挙への関心を持つことの大切さを訴えるとともに、学習する機会の提供に努める。
・有権者の属性に応じた手法を用いて、選挙の周知啓発に努める。

３　全ての主体との連携強化

・行政機関、教育機関、企業等、多様な主体と連携し、社会総がかりで投票環境整備や啓発に取り組む。

４　法令・ルールの遵守

・候補者、運動員はもとより、有権者にも買収や供応などの違反を起こすことなく選挙のルールを遵守するよう呼びかける。
・寄附禁止の啓発の一環として、三ない運動（贈らない、求めない、受け取らない）を推進する。

Ⅲ　事業計画

令和８(2026)年度の事業計画は次頁のとおりである。

令和8(2026)年度　栃木県明るい選挙推進運動　事業計画(案)

1　投票環境の整備

	事業項目	内容	時期等
1	期日前投票所の開設拡充	若い世代、勤労世代が多い都市部での土日開設場所の増加、商業施設を活用した期日前投票所の開設拡充 【目標】 〇土日開設の拡大 〇商業施設への開設拡大	通年
2	移動支援・移動期日前投票所の拡充	移動支援・移動期日前投票所の導入、事例の共有 【目標】 〇2026衆院選 9市町(うち2市はどちらも実施) → 増加を目指す	通年
3	「投票期間」の周知	投票期間としての周知徹底	通年

2　主権者教育・啓発の実施

①　若年層

	事業項目	内容	時期等
4	選挙出前講座の実施	学校での選挙出前講座の実施・支援 【目標】 県市町で合計50件以上及び10市町以上での実施	随時
5	住民票異動・不在者投票制度の周知	選挙出前講座内で住民票異動の呼びかけ、不在者投票制度の周知 栃木県東京学生寮において選挙出前講座等により制度周知	随時
6	X、Instagramを活用した情報発信	X、Instagramにおいて共通のハッシュタグを設定し、情報拡散を促進 【目標】 〇Xフォロワー数:　1,087(R8.3.31現在)　→　1,500 〇Instagramフォロワー数:　61(R8.3.31現在)　→　100	通年
7	県民の日イベントでの啓発活動	県民の日イベントにおける啓発用資材配布・投票呼びかけ、模擬投票体験	6月
8	明るい選挙ポスターコンクールの実施	小学生、中学生、高校生からの作品募集及び活用	5～10月

令和7(2025)年度明るい選挙啓発ポスターコンクール優秀作品



公益財団法人明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会連合会会長賞(連名)

那須烏山市立江川小学校5年　福田　めい(ふくだ　めい)　さん

② 全ての世代

	事業項目	内容	時期等
9	親子連れ投票の促進	栃木県PTA連合会を通じた保護者への周知や、啓発資材の配布	随時
10	「とちぎ選挙啓発サポーター」制度の実施	選挙啓発を自主的に支援する企業や団体等を「とちぎ選挙啓発サポーター」として募集・登録 【目標】 サポーター登録数　60以上（現在52）	随時
11	新聞記事、ラジオ放送CMを活用した啓発	下野新聞で年間6回の啓発記事掲載、FM栃木で20秒CMを放送	通年

③ 選挙時啓発

	事業項目	内容	時期等
12	選挙時の情報発信・啓発	投票日の周知、投開票速報の提供など	随時
	(1) 候補者及び政党への働きかけ	候補者及び政党に対し、明るい選挙実現の協力要請実施	
	(2) 各種広報媒体の活用	インターネット、SNS、新聞、テレビ、ラジオ、懸垂幕、ポスター、チラシなど	
	(3) 関係機関との連携	市町選挙管理委員会、とちぎ選挙啓発サポーターなど	
13	親子連れ投票記念証の配布	親子で投票に来た子どもに記念証を配布	随時
14	住民利用率の高い施設との連携	図書館等住民利用率の高い施設に選挙特設ブースを設置するなど	随時

3　全ての主体との連携強化

	事業項目	内容	時期等
15	関係機関との連携強化	教育機関、首長部局、議会等との連携 ・選挙出前講座の周知依頼、共催 ・租税教室との連携 企業等との連携 ・とちぎ選挙啓発サポーターの募集、取組促進 市町選挙管理委員会、市町明るい選挙推進協議との連携 ・市町選挙管理委員会委員長、書記長会議　・市町啓発事務担当者会議 ・明るい選挙推進指導員連絡会　等	通年

4　法令・ルールの遵守

	事業項目	内容	時期等
16	政治資金、選挙運動の透明性確保	政治資金収支報告書のインターネット公開、明るくきれいな選挙の推進	通年

資料３

市町選挙の結果について

○　長の選挙

市町名	選挙事由	選挙期日	当選人	党派	職業	投票率 （前回）	うち期日前 （前回）
栃木市	任期満了	４月19日	琴寄　昌男	無所属	会社役員	46.17％ （52.14％）	20.45％ （18.89％）

○　議員の選挙

市町名	選挙事由	選挙期日	選挙すべき者の数	候補者数	投票率 （前回）	うち期日前 （前回）
栃木市	任期満了	４月19日	28	29	46.21％ （52.13％）	20.50％ （18.89％）
那珂川町	任期満了	４月19日	11	16	64.06％ （57.32％）	41.09％ （19.11％）
那須烏山市	任期満了	４月26日	14	18	60.28％ （56.47％）	41.49％ （30.66％）
下野市	任期満了	４月26日	18	25	42.28％ （41.82％）	13.24％ （10.13％）

資料４

裁判長認印

調　　書　（決定）

事件の表示	令和８年（行ツ）第５３号 令和８年（行ヒ）第４６号
決定日	令和８年４月２２日
裁判所	最高裁判所　第三小法廷
裁判長裁判官	沖野　眞已
裁判官	林　道晴
裁判官	渡辺　惠理子
裁判官	石兼　公博
裁判官	平木　正洋
当事者等	上告人兼申立人　佐々木　重信 被上告人兼相手方　栃木県選挙管理委員会 同代表者委員長　金田　尊男
原判決の表示	東京高等裁判所令和７年（行ケ）第１２号（令和７年１０月２３日判決）

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第１　主文

１　本件上告を棄却する。

２　本件を上告審として受理しない。

３　上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第２　理由

１　上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法３１２条１項又は２項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

２　上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法３１８条１項により受理すべきものとは認められない。

令和８年４月２２日

最高裁判所　第三小法廷

裁判所書記官　　沼田　千絵

受付
第　　号
8.4.23
栃木県選挙管理委員会

これは正本である。

令和8年4月22日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官　沼田千絵